

松戸市低入札価格調査実施要綱の一部を改正する新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 略)</p> <p><u>(16) 被調査者 低価格入札者のうち、現に低入札価格調査を受けている者をいう。</u></p>
<p>(入札者への周知)</p> <p>第6条 契約担当課長は、入札の公告、公表又は指名通知に次の各号に関する事項を明記するとともに、入札心得の提示又は入札（電子入札の場合は開札）執行の際に説明するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(入札者への周知)</p> <p>第6条 契約担当課長は、入札の公告、公表又は指名通知に次の各号に関する事項を明記するとともに、入札心得の提示又は入札（電子入札の場合は開札）執行の際に説明するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略)</p> <p><u>(7) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前金払は、請負代金額の10分の2以内とし、また、前金払と中間前金の合計額は、請負代金額の10分の4以内とすること。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約において、当該者が過去2年以内に竣工した松戸市発注の工事等に関し次の要件に該当する場合は、配置技術者の1名増員を義務付けること。</u></p> <p><u>ア 65点未満の工事成績評定を受けている者</u></p> <p><u>イ 発注者から工事完成検査等において補修（軽微な手直し等は除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部引き渡し後、契約不適合</u></p>

<p>(8) (略)</p>	<p>(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの。)に起因し工事請負契約書に基づく補修軽微な手直し等は除く。)又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償を請求された者 ウ 品質管理等に関し、指名停止措置等を受けた者 エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者</p> <p>(10) (略)</p>
<p>(低入札価格調査報告書等) 第9条 (第1項～第5項 略)</p> <p>6 低入札価格調査報告書については、一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとし、調査の途中段階において<u>適正な低入札価格調査報告書が提出されないことが明らかになった場合は、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。</u>ただし、低入札価格調査報告書等及び事情聴取の内容により、低入札価格調査の実施者が必要と認めるときは、1回に限り、提出期限後の書類の提出認めるものとし、これによってなお不備があるときは、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。この場合において、書類の追加提出に係る提出期限については、書類作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。</p> <p>(第7項 略)</p>	<p>(低入札価格調査報告書等) 第9条 (第1項～第5項 略)</p> <p>6 低入札価格調査報告書については、一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとし、調査の途中段階において<u>低入札価格調査報告書が松戸市低入札価格調査様式作成手引きに従い作成されていないことが明らかになった場合は、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。</u>ただし、低入札価格調査報告書等及び事情聴取の内容により、低入札価格調査の実施者が必要と認めるときは、1回に限り、提出期限後の書類の提出認めるものとし、これによってなお不備があるときは、当該被調査者に対する調査を中止するものとする。この場合において、書類の追加提出に係る提出期限については、書類作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。</p> <p>(第7項 略)</p>
<p>(新規)</p>	<p>(<u>第2順位者以下の者に対する低入札価格調査の実施</u>) <u>第12条 契約担当課長は、第1順位者に係る調査結果について失格判定基準に該当すると判断したとき又は第1順位者が調査除外者となったときは、その時点における調査対象者のうち第1順位者の次に低い価格をもって入札した者又は評価値の高い者(以下「第2順位者」という。)について、低入札価格調査を実施するものとする。</u></p>

	<p>2 <u>契約担当課長は、第2順位者に係る調査結果についても失格判定基準に該当すると判断したとき又は第2順位者が調査除外者になったときは、その時点における調査対象者のうち第2順位者の次に低い価格をもって入札した者又は評価値の高い者について、低入札価格調査を実施するものとし、以下順次同様に、調査対象者について低入札価格調査を実施するものとする。</u></p> <p>3 <u>前各号の規定にかかわらず、契約担当課長は、複数の低価格入札者について並行して低入札価格調査を実施することができるものとする。</u></p>
<p>(松戸市建設工事等契約審査会への付議) 第12条 (略)</p>	<p>(松戸市建設工事等契約審査会への付議) 第13条 (略)</p>
<p>(契約審査会の審査) 第13条 (略)</p>	<p>(契約審査会の審査) 第14条 (略)</p>
<p>(落札者の決定等) 第14条 (略)</p>	<p>(落札者の決定等) 第15条 (略)</p>
<p>(調査対象工事の概要等の公表) 第15条 (略)</p>	<p>(調査対象工事の概要等の公表) 第16条 (略)</p>
<p>(虚偽説明等への対応) 第16条 (略)</p>	<p>(虚偽説明等への対応) 第17条 (略)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この要綱は、令和3年6月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この要綱の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。</u></p>